



厚生労働省 群馬労働局発表  
平成 27 年 1 月 5 日

担 当	【照会先】
	群馬労働局労働基準部監督課 監督課長 岡本 克也
	電話 (027) 210-5003

## 群馬労働局に「働き方改革推進本部」を設置

～長時間労働の抑制、休暇取得の推進に向けて県内における  
気運の醸成を図るとともに主要企業に働きかけを実施～

- 1 群馬労働局(局長 内田 昭宏)は、本年 1 月 5 日付けで局長を本部長とする「群馬労働局 働き方改革推進本部」を局内に設置し、長時間労働の抑制、休暇の取得促進等の「働き方の見直し」に向けた取組を強化することとしました。
- 2 現在、我が国においては、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが強く求められており、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014－未来への挑戦－」においては、新たに講ずべき具体的施策として「働き方改革の実現」が掲げられ、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等、働き方の見直しに向けた対応の強化が、政府の喫緊かつ重要な課題となっています。  
また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念には、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした(中略)魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、地方創生を推進する上からも、「働き方改革」に取り組むことが重要となっています。
- 3 こうした中、群馬県下の労働時間の現状を見ると、平成 25 年の一月あたりの総実労働時間は 150.9 時間、同所定外労働時間は 12.7 時間(いずれも事業所規模 5 人以上)、平成 24 年の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は 9.5%と、全国平均と比べて長時間労働の実態があり、当局としても長時間労働対策等に積極的に取り組む必要があることから、前述のとおり、本日推進本部を立ち上げることとしたところです。
- 4 推進本部では、今後、「働き方改革」の実現に向けた周知啓発及び県下の企業に対する長時間労働の抑制や休暇の促進等の働きかけなど各般の対策を講じていくこととしています。

## 当面の取組方針

- 1 働き方改革の趣旨、重要性について、産業界をはじめとする県内関係者への積極的な周知啓発に取り組み、県内における気運の醸成を図る。
- 2 1の取組のため、本部長名による別紙「働き方改革」に向けた取組に関する要請書を群馬県及び県内労使団体に対し手交し、働き方改革促進に向けた周知啓発等の協力を要請する。
- 3 2の要請書の写しも活用しつつ、県内の主要企業等に対し、長時間労働の抑制、休暇取得の促進等の働きかけを効果的に実施する。

## 群馬労働局働き方改革推進本部 設置要綱

## 1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正なる労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

また、『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。群馬県における労働時間の現状を見てみると、平成 25 年の一月あたりの総実労働時間は 150.9 時間、同所定外労働時間は 12.7 時間（いずれも事業所規模 5 人以上）、平成 24 年の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は 9.5%と、全国と比べて長時間労働が顕著となっており、群馬労働局としても最優先で長時間労働対策に取り組む必要がある。

さらに、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることとする。

## 2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、群馬労働局に「群馬労働局働き方改革推進本部（以下『本部』という。）」を設置する。

## 3 本部構成員

本部長	労働局長
副本部長	労働基準部長
本部員	総務部長
	職業安定部長
	雇用均等室長
	監督課長
	その他、必要に応じ本部長が指名した者

## 4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業への働きかけ
- (3) 働き方への見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

## 5 本部会議の開催

本部長は、必要に応じ本部会議を招集する。

- 6 本部の事務  
本部の事務局は、労働基準部監督課に置き、当課が本部の事務を行うものとする。
- 7 本部設置要綱  
平成 27 年 1 月 5 日本部設置要綱を定める。  
本部設置要綱は、本部構成員により必要に応じて変更することができる。